

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

令和8年9月30日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和8年第180号

対象土地 大阪市都島区内代町一丁目 2 3 番 5
同所 2 2 番

同所 22番